

令和3年度宇部市人権施策推進審議会（第1回）			
開会年月日時	令和4年1月31日（月）午後1時30分		
閉会年月日時	令和4年1月31日（月）午後2時25分		
開会の場所	宇部市役所四階 第3・第4委員会室		
出席委員及び関係職員氏名	【委員】 佐伯里英子 西山一夫 井上毅雄 岡本利清 加藤節子 川口泰司 高橋淑夫 原谷和子 廣田洋子 山本千恵子	【事務局】 原田部長 水津次長 片岡課長 林副課長 竹田係長 白石主任 長岡館長 佐々木館長 本多課長 福嶋副課長	欠席委員氏名 【委員】 白石靖子 竹本浩一 冨本靖典 山根寿美
議案事項及び決議要項	その他会議の概要 議題（1）宇部市人権教育・啓発推進指針の改定について 原案を一部修正し、承認する。		

令和3年度宇部市人権施策推進審議会（第1回）

議 事 録

- 1 開会あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 職員紹介
- 4 議 題

（1）宇部市人権教育・啓発推進指針の改定について（資料1～資料3）

事 務 局

－ 資料説明 －

会 長

ただ今事務局からあった説明について、何か質問はあるだろうか。

<質疑応答>

委 員

資料1の真ん中に記載されている分野別人権教育・啓発の推進の図表の中では、男女共同参画に関する問題と記載されているが、資料2の2頁には、男女共同参画に関する問題に女性に対する性被害の暴力等も含めるということで、女性に関する問題に変更されている。これらの言葉はどのように使い分けてあるのだろうか。

事 務 局

現行指針では、男女共同参画に関する問題となっているが、今後、改定していくにあたって、対象者をわかりやすくするために、子どもに関する問題や高齢者に関する問題の並びで、標記を女性に関する問題に変更したものである。

委 員

男女共同参画に関する問題という言葉もあれば、女性に対する問題という言葉もあるということだろうか。

事 務 局

資料1の分野別人権教育・啓発の推進の中で記載されている男女共同参画に関する問題が現行指針の表題である。それを、今回、女性に関する問題に変更したいということ

である。

委員 現行指針に記載されている13頁の男女共同参画に関する問題の男女の人権の尊重の取組は、このままで変更はないということだろうか。

事務局 それらの内容については、今後、審議会で審議していき、内容を詰めていきたいと考えている。今回は、骨格（案）ということで、主に全体の構成についての意見をいただければと思う。

委員 どちらが良いとかの話ではないが、そもそも男女共同参画に関する問題から女性に関する問題に変更する必要性というか、なぜ今回変える必要があるのだろうか。なぜ男女共同参画に関する問題ではいけないのかということの説明してもらいたい。

事務局 これまで男女共同参画に関する問題ということで、指針に定めていたが、社会情勢も徐々に変わってきて、これまでは大きなテーマとして男性も家事育児への参画ということが取り上げられていたが、近年は、女性も男性と同じように社会に進出して、働いて、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現していこうという取組や、DV（配偶者暴力）の問題等も発生しているので、男女共同参画に関する問題も含めながら、もう少し広い女性に関する問題として取り上げていこうということで表題を変更している。男女共同参画に関する問題がなくなったということではなく、それらについても取組ながらもう少し広い範囲として女性に関する問題として取組むものである。

委員 要するにもっと広義の意味で男女共同参画に関する問題をとらえていくということだろうか。

事務局 そのとおりである。

会長 その他に何か質問はあるだろうか。

委員 この人権問題の中で、同和問題がすごく気になっているが、資料2の分野別人権教育・啓発の推進の欄を見ると、1番から順番が挙げられているが、同和問題が現行5番目で

あるのが、改定（案）では、新たに追加されるインターネットに関する問題や性自認・性的指向に関する問題の後になっている。人権問題に優劣をつけるわけではないが、ただでさえ同和問題は置き去りにされている問題なのに、なぜ同和問題の前に新たな項目を上げる必要があるのかその意図を教えてもらいたい。

事務局　　これは、令和２年度に実施した人権に関する市民意識調査の調査項目順に並び変えているものである。

委員　　市民の要望が大きい順番とかであれば納得もいくが、調査項目順ということであれば同和問題も上にあげてもらいたい。

事務局　　このたび指針（案）として、人権に関する市民意識調査の調査項目順に並べているが、この順番等についても改定作業にあたって、委員の皆様の意見を反映していきたいと考えている。

委員　　項目の順番について、今から協議するということだろうか。それとも別の機会を設けるとということだろうか。

事務局　　本日、この場で意見をいただきたいと考えている。

委員　　先程言われたとおり、既存の項目の途中で新しい項目が入ってくるのはおかしいと思う。これらの人権問題に市民の関心が高いとかいうことが明確に出てきているのであれば、別の考え方もできるが、人権に関する市民意識調査の項目順ということであれば変更する必要はないと思う。

委員　　途中で新たな人権問題の項目が追加されていたら、誰でもなぜここに追加されたのかと思うと思う。項目の順番について、協議が必要であれば協議すればよい。

委員　　同和問題については、現行指針のとおり５番目にしてもらいたいと思う。

委員　　現行の指針の項目順の最後に、７番目からインターネットに関する問題と性自認・性的指向に関する問題を入れたらよいのではないだろうか。

委員

私もそう思う。あえて同和問題の順番を下げる理由がわからない。ただでさえ、2002年に同和対策事業特別措置法が失効して、市民啓発や社会教育からも同和問題を取り上げる機会が少なくなっている。そのような状況の中で2016年に部落差別解消推進法が施行された。これは、インターネット等を利用した偏見や差別が新たに発生していて、被差別部落が動画で晒され、深刻化しているからである。これに対して取組をしていかないといけないと、国によるこの10数年の総括の中で、この法律が施行されたわけなので、この順番を下げると、行政にはそういう意図はなくても、市民は、同和問題は優先順位が落ちたというように受け止めかねない。そういう意味でも、やはり今のままの順番でよいと思う。それで、新しい人権問題は、その後に追加する方がよいと思う。この人権施策推進審議会の設置条例を見ても、元々は、同和対策審議会から始まったものであるし、宇部市の人権施策がしっかりやられてきたのは同和行政や同和教育の土壌があったからこそということもある。それを、今、様々な人権問題に広げて実施しているものなので、その核としての宇部市の取組の良さが失われてしまう可能性もあるので、ここは現状のままで良いのではないかと思う。

事務局

今、委員の皆様からご意見をいただいたので、現行指針の外国人に関する問題の次にインターネットに関する問題と性自認・性的指向に関する問題を追加したいと思う。

委員

もし、順番をそのとおりにするのであれば、先に性自認・性的指向に関する問題がきて、次にインターネットに関する問題かなと思う。まず個別の人権問題、マイノリティとか人権問題について1個1個議論していく。インターネットに関する問題は、すべての人権問題に関わるようなことなので、分類の仕方としては、女性、子ども、障害者とか同和問題とかいろいろあるので、性自認・性的指向に関する問題の次にインターネットに関する問題という方が理解しやすいと思う。

委員

インターネットによる偏見や差別がいろいろな人権問題に関わっているということなので、全体の問題として、順番をそのようにしたらよいのではないだろうか。

事務局 それでは、性自認・性的指向に関する問題の次にインターネットに関する問題を追加する順番としたい。

委員 それから、この間、ハンセン病患者の家族が受けてきた偏見や差別に対する問題について、国が裁判に敗訴し、謝罪をして、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部改正が行われた。また2019年には、アイヌ民族に関する新たな法律もできた。先日の日本テレビの情報番組「スッキリ」で、芸人が「あ、犬」と言う問題発言があって、官房長官が謝ったこともあったが、現行指針には、アイヌ民族やハンセン病の問題が含まれていない。これらに関しても、個別法が出来て、人権教育・啓発をしていかないといけないと思う。宇部市にもハンセン病患者や家族もかなりいると思う。家族は隠しているけれども、守れない状況もあると思う。このような新たな人権問題についてももう一度見直した方がよいと思う。LGBTに関する人権問題も新しく含まれているが、ハンセン病の問題やアイヌ民族の問題が抜け落ちているので、含めた方がよいと思う。

会長 今の意見について事務局から回答をお願いしたい。

事務局 今後、指針の改定作業を進めていく中で、その他の問題の中に改めてアイヌ民族の問題やハンセン病の問題も含めていきたいと思う。

会長 その他に何か質問はあるだろうか

委員 女性に関する問題のところで、これまで男女共同参画に関する問題として、DV、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為やワークライフバランスが取り上げられているが、このような問題は女性に限られるような問題ではないと思う。むしろ世の中は男女共同参画へと向かっていっているのに、新たに女性と限定した項目をあげるのは、時代にも逆行しているのではないかと思う。女性を主とした取組であったとしても、この女性に関する人権というような表現は、別の表現にした方が、よいと思う。

会長 今の意見について何か質問はあるだろうか。

委員 今の意見に賛成なのだが、DV対策として保護命令というのがあるが、今後、身体的暴力だけではなく、精神的暴力も含める方向で進んでいる。そうすると、今後は、女性だけではなく男性の被害も可能性としてありうると思う。

委員 今の意見と同じになるが、ジェンダー平等というのがSDGsでも謳われているので、新しい概念の言葉、新しい時代になっていることを踏まえた言い方を検討した方が良いと思う。宇部市は、SDGsに取り組むと言っているので、ジェンダーというような言葉とか、新しい言葉を使っていくことも一つとして考えられると思う。DVの問題もより深刻化して新しい個別法が出来てきているので、そもそもこういうくくり方でよいのかどうか、性暴力の被害者に関する問題として具体的に新しく1個追加するとか、男女差別の問題だけではなくて、新しい人権問題として追加するということも含めて議論をしたらいいと思う。

委員 今、宇部市が策定している指針について、例えば、国や山口県が策定しているものはあるのだろうか。それとも宇部市が先行して、女性に関する問題として取り上げているのだろうか。もし、国や山口県でも、女性に関する問題という表記をしているのであれば、国はどういう解釈をして、山口県はどういう解釈でそのようにしているのだろうか。整合性を取るという意味ではなくて、何で女性という言葉を使うのかの説明が必要になってくるのだと思う。

事務局 山口県は、宇部市が現行指針を改定する前の年に指針を改定しているが、現在までその後の改定はしてない状況である。国は、毎年、人権教育・啓発白書を作成し、様々な人権問題に触れているが、この表題については、女性に関する問題として取り上げている。また、他県の自治体の指針を見ても、男女共同参画に関する問題よりは、女性に関する問題という表題にしている自治体が多い状況である。

委員 国が女性という言葉を使用している中で、今の質問のような内容はどのように整理しているのだろうか。

事務局 国や他の自治体の指針では、先ほど言われた男女共同参画に関する問題、これまで審議会などでも意見の出ていたDVの問題、あるいは最近の女性の活躍に関する問題等す

べてが含まれている。ただ、それをさらに細分化しているような指針は、他の自治体では今のところ見たことがない。現状では、女性というくくりの中に入っている。ただ、もちろんDVの問題等は、女性だけではなく男性が被害になる場合もあり、委員の皆様から良い意見をいただいたので、細かい部分についても今後改めて検討したいと考えている。

委員 国や山口県が女性という表題にしていたとしても、宇部市が先行して別の表題にしても良いと思う。もし、変えるとなれば、きちんと理由を考えることが非常に大切なことなので、どのように考えてそのようにしたのかきちんと整理しておかないといけない。国や山口県よりも先行して良いものを作ればこれは良い話だけど、足元をすくわれるようなものを作ると後々困ったことになる。そこをよく整理していかないといけない。だから、宇部市が先行してするのであれば、国や山口県がどういう理由でそのような表題にしているかわからないままするのはではなく、そのあたりをしっかりと踏まえた上で、本当に何が大事かということ整理していく必要がある。

会長 今回の意見について事務局から回答をお願いしたい。

事務局 今、委員の皆様からいただいた意見や国や山口県の指針の意図についても確認を取りながら実施していきたい。どのような項目であればよいかということも検討し、次回の審議会でも再度提案したいと思う。

会長 その他に何か質問はあるだろうか

委員 今回の背景に直接具体化した形で入れるべきかどうかはわからないが、私の一つの問題意識として、子どもに関する問題がある。最近、ヤングケアラーに関する問題も社会問題となっているので、一つの項目として入れてもらいたい。もう一つは、インターネットに関する問題に入るのかもしれないが、個人情報の自己コントロール権というか、最近マイナンバーも含めて個人の情報が集約されるということが多くなってきている。また、それが本人の知らないところで、他人に提供されたりするという問題があって、EUはかなりそれに対して厳しい法規制がなされようとしているが、日本ではそれに逆行するような傾向があると感

じている。そういう点でも、個人情報の自己コントロール権に関する問題というか、これからすべての国民が関わってくる問題だと思うので、ぜひ、問題意識として、どこかに留めておいてもらいたいと思う。

会 長 その他に何か質問はあるだろうか

委 員 今、国でこども家庭庁が発足されようとしている。個々がどういう活動をしていくのかはわからないが、こういったところからのいろいろな指針に関わるものもこの指針の中に入れたらよいと思う。そういう流れもぜひくみ取っていただきたい。あとは、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツという観点も、ここの中には抜けているので、産む権利といった問題や、そのような新しくできた権利に対して、どのように取組んでいくかということを入れてもらいたい。せっかく新しいものに作り替えていくのであれば、新しい権利に沿って新しい人権を守るということを示していく方がいい。旧態依然のままではなくて、せっかく新たに作るのであれば、そのようなものも考慮の中に入れて、もう少し広い範囲でどこに入れていくかということを考えてもらいたい。ついでに言うと、コロナ禍で、いろいろコロナに関する差別も起きている。先程、ハンセン病の話も出たが、病気とか感染症に関する人権の問題ということも、どこかの項目に入れたらよいのではないかと思う。

会 長 今の意見について事務局から回答をお願いしたい。

事 務 局 今のヤングケアラーやこども家庭庁のこと、産む権利等についても、しっかり情報を集めて、できるだけ指針に盛り込むようにしていきたいと思う。また、情報の自己コントロールの話もあったが、宇部市としても、今後、SNS等、投稿する前に少し考えて投稿してもらえるような取組も考えていきたいと思っているので、今後、いろいろご意見をいただきたいと思う。

会 長 その他に何か質問はあるだろうか。

委 員 質問というよりはお願いになるのかもしれないが、今回のような指針や計画を策定するときなど、各関係団体や行

政でも課を横断するような意見の取りまとめがあると思う。私は、障害者の団体からの委員として選出されているのだが、障害福祉課との意見交換や障害と言ってもいろいろな団体があるが、そういったところへのヒアリングみたいなものはあるのだろうか。先日も障害者福祉計画の改定があったが、その時も、このような会議や自立支援協議会があるにもかかわらず、それらの各団体へのヒアリングがないまま、素案が出てきた。そのようなときに、私個人の委員の判断だけで決めてよいのかという不安がすごく大きい。先ほど個々に諮ると言われたが、この項目の順番もそうであるが、私自身の中の偏った意見になってしまう。そういったところの不安が私自身大きいので、計画とか指針を立てるときには、各関係機関団体等の連携を密に行っていたらと思う。

会 長 今の意見について事務局から回答をお願いしたい。

事 務 局 人権施策を進めていく中で、人権の問題はいろいろ多岐にわたるので、宇部市人権施策推進連絡協議会を要綱で設置している。その中で、障害者の関係課、高齢者の関係課、その他いろいろな課とも、指針の改定を進めていく中で協議をしながら進めていきたいと考えている。障害の問題について言えば、障害福祉課が策定している障害者福祉計画の方でも、いろいろ当事者団体から意見を集めて、進めている部分もあると思う。また、最終的には、パブリックコメントという形で、市民からの意見も直接拾えるように実施していきたいと考えている。

会 長 その他に何か質問はあるだろうか。

委 員 今のことも関連してくるのだが、今後のスケジュールについて聞きたい。今日、それぞれの人権問題の関係団体の専門性をもった委員が出席されていると思う。私は、同和問題に関して、今の指針の不十分なところとか、この間の動向とか、人権に関する市民意識調査の結果を踏まえてこのような内容が良いのではないのかという要望がある。それぞれの団体も、宇部市が取り組んでいるこれまでの不十分な点や改善してほしい点を持っていると思う。次の審議会で、そのことを言ったら良いのか、それとも、今日、この場でとりあえず現状を言うておけば、次の素案の作成に

反映されるのかが知りたい。今の段階でも、意見を聞いておく必要があるのであれば、委員それぞれの立場で、現行指針に対する要望を言うておくべきではないかと思う。これまで質問ということで、ずっと対応していたので、要望ということも可能であれば発言したい。

会 長 今の意見について事務局から回答をお願いしたい。

事 務 局 今回の指針の改定にあたっては、全体をすべて大きく作り直すというよりは、あくまで現行の指針をベースに細かいところを改定していこうと考えている。進め方としては、最初に説明したとおり、章ごとくらいで作成していき、一章一章、委員の意見を聞きながら、改定を進めていきたいと考えている。本日の審議は、あくまで全体の骨格というか、表題の部分で、こういう形の表題で全体を進めていく方針で良いだろうかということの審議なので、詳細な内容については、今後、審議を進めていく中で改めて意見をいただきたいと考えている。

会 長 また、別途機会を設けるといことなので、各委員の皆様もそれまでにご意見をまとめておいてもらえればと思う

会 長 その他、質問はあるだろうか。質問がなければ議題（１）について採決を取りたいと思う。宇部市人権教育・啓発の改定について、先程、委員の皆様からいただいた意見を事務局（案）に加え、作業を進めていくことに、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決> ー 挙手多数 ー

会 長 賛成多数により議題（１）については承認することとする。

つづいて、その他について、事務局から何かあればお願いしたい。

（２） その他
事 務 局

昨年度から長期間にわたり委員の皆様と審議いただいた宇部市パートナーシップ宣誓制度について、昨年９月１日から予定どおり導入することができた。令和４年１月４日時点で、全国１４７の自治体が導入しており、年々、導入

自治体が増えている。また、本市でも2組の宣誓者が誕生し、制度に関する市民からの問い合わせも増えてきている。引き続き制度の周知に取り組んでいきたいと考えている。

会 長 他に何か質問はあるだろうか。

— 質疑なし —

————— 以上、すべての質疑応答が終了 —————

5 閉会